

第三者評価結果報告書（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

一般社団法人香川県福祉サービス評価機構

②評価調査者研修修了番号

H23-Y014

R3-Y001

③施設名等

名称：	社会福祉法人四恩の里 亀山学園
施設長氏名：	松下 俊一
定員：	51 名
所在地（都道府県）：	香川県
所在地（市町村以下）：	丸亀市杵原町601番地 1
T E L：	0877-22-6729
U R L：	http://www.4on.or.jp/
【施設の概要】	
開設年月日	1953/4/1
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人四恩の里
職員数 常勤職員：	22 名
職員数 非常勤職員：	12 名
有資格職員の名称（ア）	保育士
上記有資格職員の人数：	11 名
有資格職員の名称（イ）	児童指導員
上記有資格職員の人数：	8 名
有資格職員の名称（ウ）	看護師
上記有資格職員の人数：	1 名
有資格職員の名称（エ）	栄養士
上記有資格職員の人数：	1 名
有資格職員の名称（オ）	調理師
上記有資格職員の人数：	2 名
有資格職員の名称（カ）	
上記有資格職員の人数：	名
施設設備の概要（ア）居室数：	児童養護施設：36部屋、地域小規模児童養護施設1：5部屋、地域小規模児童養護施設2：5部屋
施設設備の概要（イ）設備等：	子供室、台所、厨房、リビング・ダイニング、セパレートルーム、プレイルーム、相談室、会議室、備品庫、便所、浴室、洗面脱衣室、宿直室、職員室、園長室、倉庫ほか
施設設備の概要（ウ）：	
施設設備の概要（エ）：	

④理念・基本方針

【理念】 五項目に掲げた人間性の育成を基本理念とする。 一 よろこんで与える人間となろう。 二 いのちを大切に作る人間となろう。 三 心静かに考える人間となろう。 四 使命に生きる人間となろう。 五 規律ある幸せ喜ぶ人間となろう。 【運営の基本方針】 学園は、児童の権利に関する条約、児童憲章、全国児童養護施設協議会倫理綱領、児童福祉法及び関係法令を尊重し、児童の権利を保障することを運営の基本方針とします。子どもたちが人として尊ばれ社会の一員として重んじられ、よい環境の中で育てられることに努力します。 1 児童のニーズに応え、安全で安心できる支援を行います。 2 児童の基本的生活習慣の確立に努めます。 3 児童の生活の資質向上とより良い環境づくりに努めます。 4 児童の学力向上に努めます。 5 関係機関との連携により、家族関係の再構築を図ります。 6 職員研修を強化し資質向上に努めます。

⑤施設の特徴的な取組

子どもの自己決定権を大切に、子ども達が自分の判断のもと生活をしていけるように支援している。また、生活を共にする子どもの組み合わせは男女混合縦割りを基本とし、施設整備や職員との関わり方等を工夫することにより、可能な限り家庭に近い環境を提供できるように努めている。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2021/9/1
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2022/3/28
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成29年度

⑦総評

【特に評価の高い点】
 <より家庭に近い環境を提供できるよう、職員の関わり方や施設整備等あらゆる観点から工夫して養育・支援を行っている>
 子どもとの関わり方や養育・支援の方法については、「家庭で一般的に行われている方法によって行う」という考え方を軸に展開している。施設の設備は、10人以下の小規模での生活（ユニット制）を基本とし、トイレや風呂等の設備も家庭と同様の仕様となっている。その他、子どもの小遣いやスマートフォンの取扱い、門限等の施設内の細かな規則や、中学生の原則個室制等、子どもの生活環境が可能な限り一般家庭と同様のものになるよう、あらゆる観点から工夫して養育・支援を行っている。

【改善が求められる点】
 <家庭的養護を重要視するあまり、個別具体的な養育・支援の方法やその程度が職員によって異なってしまう懸念がある>
 上記【特に評価の高い点】で掲げた点については、それぞれの子どもの自己決定権を尊重し育むことのできる素晴らしい取り組みである一方、職員は個別具体的に対応する機会が増え、ともすればユニット毎や職員毎に養育・支援の方法や程度が異なってしまう懸念がある。特に、ユニットの担当職員や施設外の異性との関わり方は子どもの精神の発達に大きく影響を与えるものであるから、繊細な課題に対峙した時ほどユニット内での職員間や施設全体での情報共有を密にし、標準的な養育・支援の実施方法を定期的に確認される等、今後のなお一層の取り組みに期待したい。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

日頃より、一般家庭と同様の養育、支援が行えるよう努めており、ユニットが一つの家庭と考えていますので、配属された職員の個性も大事にしながら養育しています。しかし、職員1名で10名の子どもを養育していますので、個別に対応する機会も多く、突発的な出来事に対し、職員により対応が変わってくる場合もあります。職員の業務について、標準的な実施方法を作成し、それがより具体的なものとなるよう、努めてまいりたいと思います。

⑨第三者評価結果

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目）Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者 評価結果
①	1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
	☐ 理念、基本方針が法人、施設内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。	☐
	☐ 理念は、法人、施設が実施する養育・支援の内容や特性を踏まえた法人、施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	☐
	☐ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	☐
	☐ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	☐
	☐ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、子どもや保護者等への周知が図られている。	☐
	☐ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	☐
【コメント】		
法人の運営基本理念は、事業概要（毎年作成）機関誌（亀山学園だより、毎月作成）、ホームページに明記している。法人の運営基本理念に基づき施設独自の運営基本方針を策定し、それを事業概要に記載している。 事業概要や機関誌は、入所前の見学時や入所後に子どもと保護者に配布しその内容を説明する方法により、周知を図っている。職員に対しては、日々の引継ぎ時の唱和や新人研修・法人研修・職員会議等あらゆる方法で定期的に周知し、理解を促している。		

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者 評価結果
①	2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
	☐ 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	☐
	☐ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。	☐
	☐ 子どもの数・子ども像等、養育・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータを収集するなど、施設（法人）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	☐
	☐ 定期的に養育・支援のコスト分析や施設入所を必要とする子どもの推移、利用率等の分析を行っている。	☐
【コメント】		
社会福祉事業全体の動向については、複数の加盟団体からの機関誌や通知により逐一把握し、職員会議で情報を共有している。新しい社会的養育ビジョンを踏まえ、地域小規模児童養護施設や一時保護施設の開設、子ども食堂や各種習い事を開催する等、施設が位置する地域での特徴や変化を把握し、運営に具体的な形で反映させている。養育・支援のコスト分析についても、運営母体の法人にて毎月管理者会議を開催し、年間の予算や職員・子どもの動向について把握・分析するよう努めている。		

② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。 ☐ 経営環境や養育・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。 ☐ 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。 ☐ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。 ☐ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	a ○ ○ ○ ○
【コメント】 運営母体の法人にて毎月開催される管理者会議で、各施設の経営環境や組織体制・人材育成について課題を把握し、その解決を検討する取り組みを行っている。理事会にて法人全体の予算や事業計画を報告することにより、役員間でも経営状況や改善すべき課題について共有することとしている。各職員に対しては、全体会議で説明するほか、その職務分掌に応じて必要な情報を共有している。経営課題の解決・改善に向けても、前の項目でも述べたとおり様々な形で具体的に取り組んでいる。	

3 事業計画の策定

事業計画の策定		第三者 評価結果
(1)	中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	
①	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
	☐ 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。	○
	☐ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	○
	☐ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
	☐ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	○
【コメント】		
理念や基本方針を軸にしつつも、今般提言された「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえ、令和2年度に家庭的養護推進計画を策定し、具体的には令和2年度から令和11年度までの10年間で地域小規模児童養護施設をこれまでの2施設から4施設へ増設させること等としている。今後は、理念や基本方針の実現に向けて、経営課題や問題点の解決・改善に取り組むための具体的な中・長期計画を策定することに加え、計画途中や計画期間の終了後に振り返りを行う機会を設ける等、実施状況の評価についてなお一層の取り組みを期待したい。		
②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
	☐ 単年度の計画(事業計画と収支予算)に、中・長期計画(中・長期の事業計画と中・長期の収支計画)の内容が反映されている。	○
	☐ 単年度の計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	○
	☐ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	○
	☐ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
【コメント】		
単年度の事業計画は、香川県社会的養護推進計画をもとに毎年策定しており、中・長期計画の内容が反映されたものとなっている。単年度の事業計画に掲げる重点課題は、生活部門や心理部門をはじめとする16の部門に細分化し、それぞれの部門で重点的に取り組むべき課題を掲げており、毎年、年度末に部門毎に達成状況の振り返りと翌年度の計画策定を行っている。今後は、具体的な数値目標や詳細な成果を設定する等、より一層充実した事業計画が策定されるような積極的な取り組みに期待したい。		

(2) 事業計画が適切に策定されている。

①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
	□事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	○
	□計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	○
	□事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	○
	□評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	○
	□事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。	○

【コメント】

単年度の事業計画に掲げる重点課題は、生活部門や心理部門をはじめとする各部門に細分化し、担当部門の職員が参画して設定することとしている。毎年年度末に部門毎に振り返りと翌年度の計画策定を行い、管理職によって評価・検討されたのち、理事会に報告する仕組みとなっている。完成した事業計画は、職員会議で周知され、理解を促している。全職員が参画して事業計画が策定・評価・見直しされるよう、その手順が確立されている。

②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a
	□事業計画の主な内容が、子どもや保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。	○
	□事業計画の主な内容を子ども会や保護者会等で説明している。	○
	□事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、子どもや保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	○
	□事業計画については、子どもや保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	○

【コメント】

施設の性格上、全ての子どもの保護者に対して周知することは困難であるが、可能な限り入所前の見学や入所時等の機会に子どもや保護者に事業概要を配布し説明することとしている。令和元年度より、保護者向けの事業計画の説明資料を作成し各ユニットに掲示している。事業計画の全ての内容を子どもや保護者に理解させることを目標とするのではなく、子どもの生活にとって特に重要な内容について可能な限り理解を得られるよう、事業計画の周知に努めている。

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	第三者 評価結果 b
	□組織的にPDCAサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する取組を実施している。	○
	□養育・支援の内容について組織的に評価(C: Check)を行う体制が整備されている。	○
	□定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。	
	□評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ実行されている。	○

【コメント】

子ども一人ひとりに対し、組織的なPDCAサイクルのもと定期的なコンサルテーションの実施や短・中・長期目標を設定する等の方法により養育・支援の質の向上に努めている。組織的に養育・支援の質の向上を目的とした体制が確立されており、計画的に運用されている。第三者評価について、受審して低評価を受けた項目については年に1回以上の自己評価と改善に努めているが、評価基準全般を対象としての自己評価についても実施されるよう、今後のより一層の取り組みに期待したい。

②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
	□評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	○
	□職員間で課題の共有化が図られている。	
	□評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	○
	□評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	○
	□改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	○

【コメント】

第三者評価については、評価項目の多さから全ての職員間でその結果や課題の共有を図ることは困難であると考えている。しかし、定期的に第三者評価を受審し、低評価を受けた項目については担当部門の職員と協力して年に1回以上自己評価を行うことで改善に努めており、可能な限り評価結果に基づく改善の取り組みを実施している。今後は、受審結果報告書を職員の見られるところに配置する、自己評価を回覧する等の方法により、施設に負担の少ない形で第三者評価を生かせるようなさらなる取り組みに期待したい。

Ⅱ 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。

第三者
評価結果

①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
	□施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	○
	□施設長は、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し表明している。	○
	□施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	○
	□平常時のみならず、有事(事故、災害等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	○

【コメント】

施設長は、毎月発行する機関誌に掲載する方法で、施設を取り巻く状況や施設の取り組みについて自らの考えを表明している。職務分掌については、施設で作成している「安全マニュアル」に施設長の役割や不在時の権限について明記されているほか、会議や研修等の機会に折に触れて説明を行っている。施設長以外の職員は、施設長の役割と責任を理解したうえで自ら率先して質の高い養育・支援の実現に向けた取り組みを実施するよう努めている。

②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
	□施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。	○
	□施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	○
	□施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	○
	□施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	○

【コメント】

施設長は、施設の健全な運営に必要な法令等を十分に理解しており、利害関係者との適正な関係を保持している。法令遵守の観点での研修や勉強会についても、全国児童養護施設施設長研修協議会に参加し、社会的養護や施設長に求められる役割について研修を受講し日々理解に努めている。職員に対しては、会議で周知する、研修の機会を設ける、就業規則を閲覧可能な場所に設置する等の方法により、遵守すべき法令等を周知し、遵守させるために具体的な取り組みを行っている。

（２） 施設長のリーダーシップが発揮されている。

①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
	□施設長は、養育・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	○
	□施設長は、養育・支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	○
	□施設長は、養育・支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	○
	□施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	○
	□施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	○
	□施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。	○

【コメント】

施設長は、養育・支援の質の現状について、引継ぎやコンサルテーション、全体会議を通じて把握し管理職と定期的に意見交換をする機会を設けることで、養育・支援の質の向上に努めている。年に１回は職員から理事長への要望を出す機会があり、職員の意見を反映させることとしている。施設長が自ら外部の研修を受講するほか、全職員が年に１回は外部の研修を受講できるよう研修計画を立て実行することにより、施設長が中心となって専門性の向上に努めている。

②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
	□施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	○
	□施設長は、施設（法人）の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	○
	□施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	
	□施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	

【コメント】

厚生労働省および香川県の方針や提言を踏まえ、子どもの入所の推移と職員の状況を分析したうえで、組織の理念や基本方針の実現に向け、人員配置や職員の働きやすい環境整備を行っている。経営の分析や改善については運営母体の法人が中心となって行っているため、施設長は子どもの直接的な養育・支援の観点から施設運営を行っている。今後は、経営の現況について施設長がよく把握したうえで、改善や業務の実効性向上の可否について、施設全体で検討が行われるような組織が醸成されるよう、さらなる取り組みに期待したい。

2 福祉人材の確保・育成

（１） 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

第三者
評価結果

①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
	□必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	○
	□養育・支援に関わる専門職（有資格の職員）の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。	○
	□計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。	○
	□施設（法人）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。	○
	（５種別共通） □各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。	○

【コメント】

全職員に「亀山学園勤務のあなたへ」という小冊子を配布し、そこに児童憲章や全国児童養護施設協議会倫理綱領、理念・基本方針および理想の職員の在り方を示している。有資格の職員の配置についても、運営母体の法人および施設毎の計画に基づいて確保し育成されている。採用活動は、自社ホームページに掲載するほか、福祉の職業を対象にした就職説明会に参加する等の効果的な方法により行っている。加算職員の配置については、基幹的職員、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、里親支援専門相談員を配置し、人員体制の充実に努めている。

②	15 総合的な人事管理が行われている。	c
	□法人、施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にし、職員自らが将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みができている。	○
	□人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。	
	□一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	
	□職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	
	□把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	

【コメント】

全職員に配布する小冊子に、期待する職員像を明記している。以前は運営母体の法人による人事評価を実施していたものの、施設の特性や職員の意向とは必ずしも一致しない点があったことから、現在は総合的な人事管理による人事評価を実施するのではなく、現場の実態に応じて個別に対応することとしている。しかしながら、人事基準の透明性の担保や職員の勤務意欲の向上には、現行の方法では十分であるとは言い切れず、今後は、施設の特性や職員の意向を反映できるような人事基準による総合的な人事評価の方法を検討されるよう期待したい。

（２） 職員の就業状況に配慮がなされている。

①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
	□職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	
	□職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。	○
	□職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	○
	□定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の相談窓口を施設内に設置するなど、職員が相談しやすいような仕組みの工夫をしている。	○
	□職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	○
	□ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。	○
	□改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	○
	□福祉人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	○

【コメント】

職員の休暇については、取得義務による年5日の年次有給休暇以外にも、勤務の状況や意向の把握に基づいて、効率的な有給休暇の取得を行えるよう配慮がなされている。また、時間外労働についても、恒常的に超過勤務を課すことのないよう勤務体制の管理が行われている。また、職員の意見を定期的に把握することにより、福利厚生を拡充させるよう取り組まれている。今後は、労務管理に関する責任体制を文書化する等、責任体制の明確化に努められるよう期待したい。

（３） 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
	□施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	○
	□個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標（目標項目、目標水準、目標期限）が明確かつ適切に設定されている。	○
	□職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	
	□職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	

【コメント】

施設としては、職員一人ひとりの目標を設定することは施設の特性上馴染まないと考えながらも、理想の職員像の明確化や管理職との個別面談の実施等の方法により、職員一人ひとりの質の向上に努めている。今後は、中間面接の機会を設定することが困難であったとしても、日々の様々なコミュニケーションを通じて、管理者が個々の職員の課題や解決に向けた取り組みについて把握するよう努められることに期待したい。

②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
	□施設が目指す養育・支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	○
	□現在実施している養育・支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	
	□策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	○
	□定期的に計画の評価と見直しを行っている。	○
	□定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	

【コメント】

児童養護施設の職員としてあるべき姿は、全職員に配布された小冊子に、理念や基本方針とともに明記されている。事業年度毎に策定している研修計画に沿って、外部研修および内部研修を実施している。今後は、職員のさらなる意識向上と資質向上に努められるよう、それぞれの研修の目的や得られる専門技術等を明記した研修計画の策定や、研修内容とカリキュラムの都度の評価と見直しが行われることに期待したい。

③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	b
	□個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	
	□新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	○
	□階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	○
	□外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	○
	□職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	○
	(5種別共通) □スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	○

【コメント】

法人内で実施する研修のほか、全職員が年に1回は必ず外部の研修を受講できるようにしており、職員それぞれの職務の経験年数に応じて研修の機会を確保している。基幹的職員を配置し、管理職を中心にスーパービジョンの体制を確立している。職員の知識や技術水準について個別具体的に全て把握することは困難であったとしても、研修の受講履歴や経験年数および日々のコミュニケーションや面談を通じて管理者が積極的に把握されるよう、今後のさらなる取り組みに期待したい。

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

①	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
	□実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	○
	□実習生等の養育・支援の専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	○
	□専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	○
	□指導者に対する研修を実施している。	
	□実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	○

【コメント】

自社ホームページに、実習生を受け入れるにあたっての方針を掲載し、実習生用のマニュアルを整備している。実習プログラムは、関係機関の施設見学、専門職の職員による講義やインタビュー、朝食実習等で構成しており、学校側の希望を踏まえ、逐一連携を取りながら実習を進めている。実習修了後には実習生を対象にアンケートを実施し、学校側と継続的に連携できるよう努めている。今後は、アンケートを活用する等により、積極的に指導者の資質向上が図られる取り組みがなされるよう期待したい。

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
	□ホームページ等の活用により、法人、施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	○
	□施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公開している。	○
	□第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公開している。	○
	□法人、施設の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人、施設の存在意義や役割を明確にするように努めている。	○
	□地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	○
【コメント】		
ホームページに掲載する方法によって、施設の目的、法人の基本理念、養育・支援の内容、事業計画、決算報告が公開されている。第三者評価の受審結果や苦情・相談の体制・内容についても、ホームページや企業概要に掲載し、苦情・相談の対応結果は機関誌に記載している。ホームページや事業概要、機関誌を活用し、入所する子どもやその保護者のみならず社会・地域に対して施設の存在意義や役割を明示・説明している。		
②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
	□施設(法人)における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	○
	□施設(法人)における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	○
	□施設(法人)の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	○
	□外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	○
【コメント】		
経理規程や業務分掌に基づき職務分掌と権限を明確にし、職員に周知している。複数の担当職員によって定期的に内部で確認されているほか、毎年香川県等の監査を受け、指摘事項については改善を行っている。業務内容に応じて公認会計士や社会保険労務士等の専門家から助言を得ている。財務状況についてはホームページや事業概要に適宜掲載している。公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取り組みが組織的に行われている。		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
①	23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
	□地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	
	□子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	○
	□施設や子どもへの理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。	○
	□子どもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の子どものニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	○
	(児童養護施設) □学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境づくりを行っている。	○
【コメント】		
子どもと地域との交流を広げるため、外部のボランティア活動や地域行事に施設の子どもたちが積極的に参加するよう働きかけている。買い物や遊びの日常的な活動の範囲は、施設内の規則を基準に子どもの年齢や成長に合わせて柔軟に設定し、電車やバスの利用も認めている。学校の友人等が施設へ遊びに来やすいよう、グラウンドや遊具の整備を行っている。今後は、地域との関わり方についての基本的な考え方を文書化することで、子どもと地域の関わり方について職員間でさらなる共通認識が図られるような取り組みに期待したい。		

②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
	□ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	○
	□地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化して取り組んでいる。	
	□ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	○
	□ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	

【コメント】

ボランティア等の受け入れに関する基本姿勢については、ホームページに掲載している。地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化してはいないが、こどもＳＯＳや立哨当番等の地域の活動に参加している。子どもの生活への配慮から、施設としては日常生活のボランティアは受け入れないこととしているが、季節行事や環境整備等の特別な機会には臨時的に受け入れを可能としている。地域と交流し協力して行っている活動も多くあることから、今一度職員間で共通認識が図られるよう、地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明確化されることを期待したい。

(2) 関係機関との連携が確保されている。

①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
	□当該地域の関係機関・団体について、個々の子どもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	
	□職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	○
	□関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	○
	□地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	○
	□地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子どものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。	○

【コメント】

子どもへの社会資源の明示は子どもの年齢や能力に応じて個別に行っているため、統一したリストや資料を作成することはしていない。地域の関係機関・団体と定期的な連絡会を開き、共通の問題については個別検討会を行う等協同して解決に取り組んでいる。要保護児童対策地域協議会への参加や県内のアフターケア事業所との連携等、地域の一員として退所後の子どものケアに取り組んでいる。今後は、職員によって明示する内容に差異が生じないよう、個々の子どもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料が作成されるよう期待したい。

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
	□施設(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	○

【コメント】

児童相談所や小学校等の関係機関・団体と連携し、要保護児童の把握やケース検討会を実施している。地域の各種会合への参加および地域住民との交流活動等を通じて、入所している子どもを取り巻く環境や地域の福祉ニーズ、生活課題等の把握に努めている。これらの活動によって把握された情報は職員間で共有されており、地域社会の一員として施設運営を行う意識づくりの基盤となっている。

②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
	□把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。	○
	□把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	○
	□多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	○
	□施設（法人）が有する養育・支援に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	○
	□地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	○
【コメント】		
把握した福祉ニーズに基づき、「かめやま食堂 料理教室」・空手教室・ダンス教室・餅つき大会等を開催したり、子育て拠点事業出張所として施設の貸し出しを行うことで、地域貢献に関わる事業・活動を様々に展開している。施設が有する養育・支援に関するノウハウや専門的な情報は、各種行事や教室に参加した地域の保護者からの相談に応じる形で地域に還元している。地域の祭りの準備や出店に協力し、地域コミュニティの活性化にも貢献している。		

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
	□理念や基本方針に、子どもを尊重した養育・支援の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	○
	□子どもを尊重した養育・支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	○
	□子どもを尊重した養育・支援の実施に関する基本姿勢が、個々の支援の標準的な実施方法等に反映されている。	○
	□子どもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。	○
	□子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。	○
【コメント】		
職員に対しては「亀山学園勤務のあなたへ」という小冊子を、子どもに対しては「亀山学園の生活のきまり」という冊子をそれぞれ配布し、子どもを尊重した養育・支援が行えるようルールを記載している。子どもを尊重した養育・支援の実施に関する倫理綱領は、全国児童養護施設協議会倫理綱領に準拠することとしており、児童憲章も含め、毎月の職員会議で唱和することで職員の認識が徹底されるよう努めている。定期的に子ども会を開き、子どもからの意見を把握し尊重するよう努めている。		
②	29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	b
	□子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	
	□規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した養育・支援が実施されている。	
	□一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。	○
	□子どもや保護者等にプライバシー保護に関する取組を周知している。	○
【コメント】		
子どものプライバシー保護については、研修会や事例検討会の実施のほか、日々の引継ぎや職員会議によって日常的に理解を促している。中高生には個室を与え、希望者には個室の鍵を渡しているほか、風呂場やトイレは家庭と同程度の大きさの一人で利用できるものとしている等、プライバシー保護に配慮した環境を整備している。職員毎に養育・支援の程度の差異が発生しないよう、今一度標準的な養育・支援の姿勢を明示し職員間での情報の共有化が図られるよう、今後の取り組みに期待したい。		

(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

①	30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
	☐ 理念や基本方針、養育・支援の内容や施設の特性等を紹介した資料を準備している。	☐
	☐ 施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	☐
	☐ 施設に入所予定の子どもや保護者等については、個別にていねいな説明を実施している。	☐
	☐ 見学等の希望に対応している。	☐
	☐ 子どもや保護者等に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	☐

【コメント】

毎月発行している機関誌にて理念・基本方針や事業内容、子どもの様子を掲載している。機関誌は、ホームページからも閲覧することができるようになっており、施設の概要や組織図、季節行事の様子を写真付きで掲載し、子どもにも分かりやすい内容となっている。入所前の施設見学のほか、児童相談所等の施設外で説明する場合にもパンフレットやタブレットを使用して写真を見せながら説明することとしている。子どもが気になるような小遣いや外出等の施設内のルールについても、絵や地図を用いて個別に丁寧な説明をするよう努めている。

②	31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
	☐ 子どもや保護者等が自らの状況を可能な限り認識し、施設が行う養育・支援についてできるだけ主体的に選択できるよう、よりわかりやすくなるような工夫や配慮をして説明している。	☐
	☐ 養育・支援の開始・過程における養育・支援の内容に関する説明と同意にあたっては、子どもや保護者等の自己決定を尊重している。	☐
	☐ 養育・支援の開始・過程においては、子どもや保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	☐
	☐ 意思決定が困難な子どもや保護者等への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	☐

【コメント】

入所の同意にあたっては、子どもや保護者が可能な限り納得して入所できるよう、入所前見学やパンフレット、タブレット等を使用して説明することで施設が行う養育・支援について理解を促している。入所後の養育・支援の過程についても、保護者へは機関誌やホームページを通じて伝えたり、行事の前にあらかじめ説明し同意を得られるように努めており、意思決定が困難な子どもや同意が得られない保護者に対しては、児童相談所と協議し、柔軟に対応することとしている。

③	32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
	☐ 養育・支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。	☐
	☐ 他の施設や地域・家庭への移行にあたり、養育・支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	☐
	☐ 施設を退所した後も、施設として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。	☐
	☐ 施設を退所した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	☐

【コメント】

入所前には、子どものこれまでの生活についてよく聞き取りを行い、子どもが無理なく施設での生活を送れるように慎重に受け入れを開始することとしている。措置変更等により子どもが施設を退所する場合には、措置変更後の施設・里親等に対し、主に口頭にて養育・支援の内容について十分に説明するよう努めている。里親支援専門相談員の家庭訪問や卒園生を招いた食事会の開催等、アフターケアにも注力している。今後は、養育・支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を作成する等、記録を残す方法での対応を検討するよう期待したい。

(3) 子どもの満足の向上に努めている。		第三者 評価結果
①	33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
	☐ 子どもの満足に関する調査が定期的に行われている。	☐
	☐ 子どもへの個別の相談面接や聴取等が、子どもの満足を把握する目的で定期的に行われている。	☐
	☐ 職員等が、子どもの満足を把握する目的で、子ども会等に参加している。	☐
	☐ 子どもの満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、子ども参画のもとで検討会議の設置等が行われている。	☐
	☐ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	☐
【コメント】		
食事の嗜好調査を年に数回実施し、献立に反映している。年に1回、個別対応職員が自立支援計画票に基づく児童への聞き取りを行っている。子どもの要望や意見を聞くことと職員側の要望を伝える場として、定期的に子ども会を開催している。子ども会のほか、要望・苦情ボックスを設置し、子どもからの要望や苦情を把握するよう努めている。要望・苦情ボックスは月に1度回収し、寄せられた意見について職員会議で検討し、子どもへ回答している。今後は、子ども会の内容をより充実させる等の方法により、子ども参画のもと検討を行う機会が充実されるよう期待したい。		
(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
	☐ 養育・支援の実施等から生じた苦情に適切に対応することは責務であることを理解し、苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。	☐
	☐ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を子どもや保護者等に配布し説明している。	☐
	☐ 苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、子どもや保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	☐
	☐ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。	☐
	☐ 苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等については、子どもや保護者等に必ずフィードバックするとともに、苦情を申し出た子どもや保護者等のプライバシーに配慮したうえで、公開している。	☐
	☐ 苦情相談内容にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。	☐
【コメント】		
苦情解決の仕組みについては、ホームページや事業概要に明記しており、仕組みを説明するための掲示物は子どもにも理解できるよう工夫したものとなっている。匿名で投函できる要望・苦情ボックスを設置し、収集された意見は収集日ごとに一覧にして記録、保存している。苦情内容は職員会議で対応策を検討し、返答を掲示する方法で子どもに還元し、養育・支援の質の向上に努めている。		
②	35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
	☐ 子どもが相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	☐
	☐ 子どもや保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	☐
	☐ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	☐
【コメント】		
要望や苦情を述べる方法は、要望・苦情ボックスへの投函もしくは職員へ直接訴える方法としており、その旨を玄関や各ユニットに掲示している。個別の相談を受ける際には、プライバシーに配慮し意見を述べやすいよう個室にて対応することとし、そのための個室を複数用意している。職員は、日々の養育・支援の中で自分の担当の子どもと一対一で話す時間を設けられるよう勤めており、相談がしやすく意見を述べやすい環境となるよう配慮している。		

③	36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
	□職員は、日々の養育・支援の実施において、子どもが相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	○
	□意見箱の設置、アンケートの実施等、子どもの意見を積極的に把握する取組を行っている。	○
	□相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	
	□職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	
	□意見等にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。	○
	□対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	

【コメント】

要望・苦情ボックスの設置、嗜好調査、日々の関わり等で得た子どもからの相談や意見に対して、職員は子どもの目線に立った関わりを行うため、コンサルテーションで子どものそれぞれの特性についての理解を深めるよう努めている。コンサルテーションの実施や苦情対応マニュアルの運用、子どもの意見への対応と養育・支援への反映については組織的に行っているが、今後は標準的な対応方法をあらためて文書化する等、その方法を整理することで職員間での対応の差異が生じないようにする取り組みが実施されることを期待したい。

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者 評価結果
①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
	□リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	
	□事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。	○
	□子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。	○
	□収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。	
	□職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。	○
	□事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	

【コメント】

危機管理について、虐待事案対応・感染症予防・火災対応等の各種マニュアルを整備し、事故が発生した場合は報告書を作成し保管している。ユニット会議ではヒヤリハットを含めて気掛かりな点を報告し、職員会議でも情報を共有している。感染症予防や救命救急、不審者対応等の対策については、施設内で定期的に研修を行っている。今後は、リスクマネジメントに関する責任者を明確化し、事故防止策や安全確保策の実施状況や実効性について定期的に評価・見直しを行う等、リスクマネジメント体制がなお一層強化される取り組みに期待したい。

②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
	□感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	
	□感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し職員に周知徹底するとともに、定期的に見直している。	○
	□担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	○
	□感染症の予防策が適切に講じられている。	○
	□感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。	○

【コメント】

感染症予防に関するマニュアルを整備しており、研修や説明を通じて職員に周知徹底するとともに、定期的に見直している。看護師が中心となって感染症の予防策を講じており、感染症が発生した場合やその可能性がある場合は看護師の指示のもと対応することとしている。今後は、感染症予防のマニュアルに施設長をはじめとする管理者や看護師の責任と役割を明確に記載することにより、なお一層実効的な感染症対策の体制が整備されることを期待したい。

③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
	□災害時の対応体制が決められている。	○
	□立地条件等から災害の影響を把握し、発災時においても養育・支援を継続するために「事業継続計画」(BCP)を定め、必要な対策・訓練等を行っている。	○
	□子ども及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	○
	□食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	○
【コメント】		
火災や地震等の各種対応マニュアルを整備し、対応策を定めている。立地条件を分析し、災害発生時においても子どもへの養育・支援を継続できるよう一週間分の食料の備蓄と管理が行われている。災害の発生を想定した研修や避難訓練を定期的実施し、子どもおよび職員の安否確認の方法を確認している。このように、災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。		

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
	□標準的な実施方法が適切に文書化されている。	○
	□標準的な実施方法には、子どもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されている。	○
	□標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	
	□標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	
【コメント】		
全職員に配布する小冊子には職員の養育姿勢について記しており、その内容に沿った養育・支援を行っている。標準的な実施方法については、小冊子を参考とするほか、入社後の職員研修や日々の業務の中で把握し実践する体制が構築されている。今後は、職員によって養育・支援の程度に差異が生じないように、標準的な実施方法を確認する機会の確保やそれが実施されているか否かを確認する仕組みが構築されることを期待したい。		
②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
	□養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。	
	□養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的実施されている。	
	□検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。	○
	□検証・見直しにあたり、職員や子ども等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	○
【コメント】		
子どもや職員から出た意見やヒヤリハットをもとに、引継ぎ時やユニット会議および職員会議等で取り上げ検討しながら日々の養育・支援を展開し、それを自立支援計画の見直しに反映させている。標準的な実施方法にこだわらず、子どもの入所背景や個性によって各職員が柔軟に対応することとしているが、今後は、各職員が子どもに合わせてより効果的・効率的に対応できるようにするためにも、標準的な実施方法について定期的検証や見直しを行う仕組みが確立されることを期待したい。		

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
	☐ 自立支援計画策定の責任者を設置している。	☐
	☐ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。	☐
	☐ 部門を横断したさまざまな職種の関係職員（種別によっては施設以外の関係者も）が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。	☐
	☐ 自立支援計画には、子ども一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な養育・支援の内容等が明示されている。	☐
	☐ 自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員（種別によっては組織以外の関係者も）の合議、子どもの意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。	
	☐ 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な養育・支援が行われている。	☐

【コメント】

自立支援計画は、セラピストを中心に、施設長や看護師、里親支援専門相談員等の部門を横断した様々な職種の関係職員が参画して策定している。初めて自立支援計画を策定する際は、入所に至る背景を十分に理解したうえで策定するよう努めている。日々の関わりの中で可能な限り子どもの様子や意向を把握して定期的に自立支援計画の見直しを行っているが、子どもの完全な同意を得て計画を策定することは困難であると考えており、今後の課題として、解決するための取り組みが期待される。

②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
	☐ 自立支援計画どおりに養育・支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。	☐
	☐ 自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、子どもの意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	
	☐ 見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。	☐
	☐ 自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。	
	☐ 自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、養育・支援を十分に実施できていない内容（ニーズ）等、養育・支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。	☐

【コメント】

自立支援計画は、入所3カ月以内に必ず策定することとし、以後4カ月に1度の頻度でコンサルテーションを開催し評価・見直しを行っている。コンサルテーションは部門を横断した様々な職種の関係職員が参加し、対症療法的に対応するのではなく、子どもの入所背景や心身の状態を踏まえて具体的な支援を行えるよう努めている。自立支援計画の短期目標は日々記録する日誌にも記載しており、すぐ確認できるようにしている。自立支援計画を緊急に変更するほどの事案は発生しないため、突発的な事案は個別対応することとしているが、この点については今後の課題として検討することが期待される。

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

①	44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
	□子どもの身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し記録している。	☐
	□自立支援計画にもとづく養育・支援が実施されていることを記録により確認することができる。	☐
	□記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	☐
	□施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	☐
	□情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。	☐
	□パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。	☐

【コメント】

子どもの身長・体重は年に4回測定し統一様式に記録している。子どもの日々の記録は、自立支援計画の短期目標を記載した日誌にて行い、日誌の記入方法は職員研修で周知している。子どもの様子や業務については、日々の引継ぎやユニット会議、職員会議等にて部門を横断して把握できるよう努めている。パソコンのネットワークシステムについては、本部のサーバーに全てのデータを保存し、職員用のパソコンから情報を共有できるようにしている。

②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
	□個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	☐
	□個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	☐
	□記録管理の責任者が設置されている。	☐
	□記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	☐
	□職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	☐
	□個人情報の取扱いについて、子どもや保護者等に説明している。	☐

【コメント】

個人情報保護マニュアルを整備しており、記録管理の責任者は施設長としている。職員に対しては、日々の業務の中で重要な考え方や対応方法を教育している。特に個別のケースは慎重に取り扱うこととしており、知り得た情報に関しては施設外に持ち出さないよう周知徹底している。今後は、個人情報保護マニュアルの内容について、個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法をより具体的に規定され、マニュアルの実効性がなお一層高められることを期待したい。

内容評価基準（25項目）

A－1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護	第三者 評価結果
① A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。 □子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。 □子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた養育・支援が実施されている。 □権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。 □権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。 □子どもの思想・宗教の自由について、最大限に配慮し保障している。	a ○ ○ ○ ○ ○

【コメント】

子どもの権利擁護については、全職員に配布される小冊子の一番初めのページに児童憲章を明記することにより、施設として、子どもの権利擁護は施設の全ての業務において当然に最優先されるものであるとの考えを表明している。また、その他の各種マニュアルや職員の養育・支援の姿勢も子どもの権利擁護が最優先となっており、全職員が共通してその考えを認識し実践している。

(2) 権利について理解を促す取組

① A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。 □権利についての理解を深めるよう、年齢に配慮した説明を工夫し、日常生活を通して支援している。 □子どもの年齢や状態に応じて、権利についての理解を深めるよう、権利ノートやそれに代わる資料等を使用して、生活の中で保障されるさまざまな権利についてわかりやすく説明している。 □職員間で子どもの権利に関する学習機会を持っている。 □子ども一人ひとりがかけがえない大切な存在であり、自分を傷つけたりおとしめたりしてはならないこと、また、他人を傷つけたり脅かししたりしてはならないことが、日々の養育の中で伝わっている。 □年下の子どもや障がいのある子どもなど、弱い立場にある子どもに対して、思いやりの心をもって接するように支援している。	a ○ ○ ○ ○ ○ ○
--	--

【コメント】

自他の思いやりの精神は自己の満足の上に自然に育つものと考えているため、子どもの入所背景を踏まえると、自他の権利について理解を深めることに焦点を置いた支援を行うのではなく、子どもの心を満たす養育・支援をすべきだと考え実践している。職員には、外部の研修を通じて子どもの権利に関する学習機会を確保している。権利ノートの活用や日々の養育・支援を通して自身を大切に心や他者を尊重する心が育まれるよう、全職員が絶えず努めている。

（３） 生き立ちを振り返る取組

①	A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a
	□子どもの発達状況等に応じて、適切に事実を伝えようと努めている。	○
	□事実を伝える場合には、個別の事情に応じて慎重に対応している。	○
	□伝え方や内容などについて職員会議等で確認し、職員間で共有している。	○
	□事実を伝えた後、子どもの変容などを十分把握するとともに、適切なフォローを行っている。	○
	□子ども一人ひとりに成長の記録（アルバム等）が用意され、空白が生じないように写真等の記録の収集・整理に努めている。	○
	□成長の過程を必要に応じて職員と一緒に振り返り、子どもの生き立ちの整理に繋がっている。	○

【コメント】

たとえ適正な方法であったとしても、知ることを希望していない子どもにまで事実を伝えることや事実を知ることのきっかけを与えてしまうことが子どもの健全な成長に必要なことだとは考えていないため、受け止めることが困難だと判断した子どもについては伝えることを控えている。また、伝える場合はコンサルテーションで十分に検討を重ね、役割分担をして慎重に行うこととしている。子ども一人ひとりにアルバムを用意し、発達状況に応じて担当職員と整理することとしている。

（４） 被措置児童等虐待の防止等

①	A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
	□体罰や不適切なかかわり（暴力、人格的辱め、心理的虐待など）があった場合を想定して、施設長が職員・子ども双方にその原因や体罰等の内容・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みがとられている。	○
	□不適切なかかわりの防止について、会議等で具体的な例を示すなどして職員に徹底し、行われていないことを確認している。また、不適切なかかわりを発見した場合は、記録し、必ず施設長に報告することが明文化されている。	○
	□子どもが自分自身を守るための知識、具体的方法について学習する機会を設けており、不適切なかかわりの具体的な例を示して、子どもに周知し、子ども自らが訴えることができるようにしている。	
	□被措置児童等虐待が疑われる事案が生じたときに、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなどの迅速かつ誠実な対応をするための体制整備ができており、被措置児童等虐待の届出・通告があった場合には、届出者・通告者が不利益を受けることのない仕組みが整備・徹底されている。	○
	□被措置児童等虐待の届出・通告制度について説明した資料を子ども等に配布、説明している。また、掲示物を掲示するなどして、子どもが自ら訴えることができるようにしている。	

【コメント】

職員全体で検討し不適切な関わりの防止と早期発見に取り組むことで、職員の規範意識を高めている。なおも不適切な関わりが誘発されるおそれのある場合は、日々の業務の中で把握するよう努めている。子どもへは、日常的な関わりの中で良いこと・悪いことを伝えるよう努めているが、今後は、施設として被措置虐待等の予防に取り組んでいる内容が子どもたちにもよく理解されるよう、子どもへの周知に向けた積極的な取り組みが行われることを期待したい。

(5) 子どもの意向や主体性への配慮

①	A5 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。	a
	□快適な生活に向けての取組を職員と子どもが共に考え、自分たちで生活をつくっているという実感を持たせるとともに、施設の運営に反映させている。	○
	□子どもが自分たちの生活における問題や課題について主体的に検討する機会を日常的に確保している。	○
	□余暇の過ごし方について、子ども自身が自由に選択し、一人ひとりの趣味や興味に合った活動が行えるように支援している。	○
	□子どもの状況に応じて、金銭の管理や計画的な使い方などを学び、金銭感覚や経済観念が身につくよう支援している。	○

【コメント】

子どもが主体的に施設で生活できるよう、ユニット単位で年度当初に子どもと職員が各ユニットの目標ややってみたいこと等を話し合う機会を設けている。個々の発達状況に応じて、子どもからの要望と社会状況を鑑み、ゲームの使用許可やポケットWi-Fiの支給、各種習い事等、子どもが自由に選択し生活できるよう支援をしている。金銭感覚については、職員が小遣いの収支管理を行い、年齢に応じた使い方を指導している。

(6) 支援の継続性とアフターケア

①	A6 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
	□子どもの生活の連続性に関して、施設全体でその重要性を理解し、入所や退所に伴う不安を理解し受け止めるとともに、子どもの不安を軽減できるように配慮している。	○
	□入所した時、温かく迎えることができるよう、受け入れの準備をしている。	○
	□子どもがそれまでの生活で築いてきた人間関係などを、可能な限り持続できるように配慮している。	○
	□家庭復帰や施設変更にあたり、子どもが継続して安定した生活を送ることができるよう、支援を行っている。	○

【コメント】

子どもの入所前の人間関係を持続させることは子どもの入所背景や地理的環境を考えると積極的にはできないものの、子どもが希望した場合には可能な限り支援している。入所前には、子どものそれまでの生活を十分に調べたうえで子どもの不安を軽減できるよう努めている。退所後の子どもについては、アフターケアの内容を十分に説明したり、退所後の子どもを招いて食事会を実施する等、子どもが継続して安定した生活を送ることのできるよう努めている。

②	A7 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
	□子どものニーズを把握し、退所後の生活に向けてリービングケアの支援を行っている。	○
	□退所後も施設に相談できる窓口(担当者)があり、支援をしていくことを伝えている。	○
	□退所者の状況の把握に努め、記録が整備されている。	○
	□行政機関や福祉機関、あるいは民間団体等と連携を図りながらアフターケアを行っている。	○
	□本人からの連絡だけでなく、就労先、アパート等の居住先からの連絡、警察等からのトラブル発生時の連絡などにも対応している。	○
	□退所者が集まれる機会や、退所者と職員・入所している子どもとが交流する機会を設けている。	○

【コメント】

退所前に、子どもの不安が少しでも軽減されるよう職員との話し合いの機会を設けているほか、外部のアフターケア事業を活用し、就労や住宅についての具体的な話や身近な退所者からの話を聞く機会を設けている。退所後の窓口として施設の連絡先を伝えたり、アフターケア事業の利用についても説明している。退所者の状況把握については、常に把握に努め、記録している。退所者を施設行事や食事会に招くことで、退所者と職員および施設の子どもの交流できるようにしている。

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果
①	A8 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b
	□職員はさまざまな知見や経験によって培われた感性に基づいて子どもを理解し、受容的・支持的な態度で寄り添い、子どもと共に課題に向き合っている。	○
	□子どもの生育歴を知り、そのときどきで子どもの心に何が起こっていたのかを理解している。	○
	□子どもが表出する感情や言動のみを取り上げるのではなく、被虐待体験や分離体験などに伴う苦痛・いかり、見捨てられ感も含めて、子どもの心に何が起こっているのかを理解しようとしている。	○
	□子どもに行動上の問題等があった場合、単にその行為を取り上げて叱責するのではなく、背景にある心理的課題の把握に努めている。	○
	□子どもたちに職員への信頼が芽生えていることが、利用者アンケートを通じて感じられる。	
【コメント】		
施設としては、職員の心的負担を考慮し、個々の職員が一人ひとりの子どもから信頼関係を得られることまでは求めている。子どもが「施設」に対して愛着や信頼関係を築けるよう、職種を横断して様々な職員が関わることで、一人ひとりの子どもに合った養育・支援の方法を日々模索している。子どもが表出する感情や言動に対しては、対症的に支援するのではなく、原因療法的に解決できるような支援をコンサルテーションで検討し、実施している。今後は取り組みの成果を確認するためにも利用者アンケートを活用して子どもたちとの信頼関係の把握に努められるよう期待したい。		
②	A9 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a
	□子ども一人ひとりの基本的欲求を満たすよう努めている。	○
	□基本的欲求の充足において、子どもと職員との関係性を重視している。	○
	□生活の決まりは、秩序ある生活の範囲内で子どもの意思を尊重した柔軟なものとなっている。	○
	□子どもにとって身近な職員が一定の裁量権を有し、個々の子どもの状況に応じて柔軟に対応できる体制となっている。	○
	□基本的な信頼関係を構築するために職員と子どもが個別的に触れ合う時間を確保している。	○
②	□夜目覚めたとき大人の存在が感じられるなど安心感に配慮している。	○
【コメント】		
子ども一人ひとりの基本的欲求が満たせるよう、経験年数の浅い職員は基幹的職員やユニットリーダーが補助したり、コンサルテーションで慎重に検討する等の方法により、子どもの心身の状態の把握に努めている。生活の決まりは、年齢や発達状況に応じて自己決定ができるよう柔軟なものとなっている。幼児から小学生の子どもには、個別に触れ合えるよう毎晩寝かしつけを行い、夜中に子どもが目覚めたときは速やかに対応することとしている。		

③	A10 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a
	□子どもがやらなければならないことや当然できることについては、子ども自身が行うように見守ったり、働きかけたりしている。	○
	□職員は必要以上の指示や制止をしていない。	○
	□子どもを見守りながら状況を的確に把握し、賞賛、励まし、感謝、指示、注意等の声かけを適切に行っている。	○
	□つまづきや失敗の体験を大切に、主体的に問題を解決していくよう支援し、必要に応じてフォローしている。	○
	□朝・夕の忙しい時間帯にも、職員が子どもを十分に掌握、援助できるように、職員の配置に配慮している。	○

【コメント】

施設では、将来自分の家庭を築いたときに親や家庭のモデルとなるような養育を目指しているため、大人や周囲に「してもらうこと」の十分な経験を培えるようにしている。そのため集団生活特有の当番制度はなく、子どもが自主的に手伝ってくれたときに感謝し褒めるようにしている。リスク回避のためのルールを設けるのではなく、問題が起こったときに職員とともに解決することで、つまづきや失敗から立ち直る経験を培うことを大切にしている。子どもが起きる前から消灯後まで必ず職員が子どもの側にいるよう、職員の配置に配慮している。

④	A11 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
	□施設内での養育が、年齢や発達の状況、課題等に応じたプログラムの下、実施されている。	○
	□日常生活の中で、子どもたちの学びや遊びに関するニーズを把握し、可能な限りニーズに応えている。	○
	□幼児から高校生まで、年齢段階に応じた図書などの文化財、玩具・遊具が用意、利用されている。	○
	□学校や地域にある子どもたちの学びや遊びに関する情報を把握し、必要な情報交換ができています。	○
	□子どものニーズに応えられない場合、子どもがきちんと納得できる説明がされている。	○
	□幼稚園等に通わせている。	○
	□子どもの学びや遊びを保障するための、資源（専門機関やボランティア等）が十分に活用されている。	○

【コメント】

子どもの年齢や発達状況に応じて、季節行事や活動を計画・実施している。子どもが見ている雑誌やテレビ、日常会話から、子どもの意向を把握し、可能な限りその意向に応えられるようにしている。希望があればピアノやスイミングスクール等の習い事や学習塾に通うこともでき、子どもによっては複数の学習塾に通うこともある。子どもの意向に添えない場合は、しかるべき立場の職員が子どもの納得が得られるよう説明することとしている。

⑤	A12 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
	□子どもが社会生活をいとなむ上での必要な知識や技術を日常的に伝え、子どもがそれらを習得できるよう支援している。	○
	□子どもと職員が十分な話し合いのもとに「しなければならないこと」と「してはならないこと」を理解し、生活するうえでの規範等守るべき決まりや約束を一緒に考え作っていくようにしている。	○
	□地域社会への積極的参加を図る等、社会性を習得する機会を設けている。	○
	□発達の状況に応じ、身体健康（清潔、病気、事故等）について自己管理できるよう支援している。	○
	□発達の状況に応じて、電話の対応、ネットやSNSに関する知識などが身につくように支援している。	○

【コメント】

入所背景を鑑みると子どもが基本的生活習慣を確立するよう支援することにはどうしても時間を要してしまうが、繰り返し丁寧に指導するように努めている。日々の生活の中で社会常識および社会規範が培われるよう、家庭的な関わり方を心掛けている。インターネットやSNSについても最初から制限をかけることはせず、問題が発生したら職員とともに解決することで、在籍中に必要な知識が身につくように支援している。

(2) 食生活

①	A13 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
	□楽しい雰囲気ですることができるように、年齢や個人差に応じて食事時間に配慮している。	○
	□食事時間が他の子どもと違う場合にも、温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。	○
	□食事場所は明るく楽しい雰囲気、常に清潔が保たれたもとで、職員と子ども、そして子ども同士のコミュニケーションの場として機能するよう工夫している。	○
	□定期的に残食の状況や子どもの嗜好を把握するための取組がなされ、それが献立に反映されている。	○
	□基礎的な調理技術を習得できるよう、食事やおやつをつくる機会を設けている。	○

【コメント】

食事場所はユニットの中心に位置していて、明るく清潔で、コミュニケーションを図る大切な場となっている。ユニットに冷蔵庫、IHコンロおよび電子レンジその他調理器具が揃っているため、部活動等で食事時間が遅くなった子どもにも適温で提供することや、自分たちで夜食を作ったりお菓子を作ることも可能となっている。定期的に残食の状況や子どもの嗜好調査を行い、献立に反映させている。

(3) 衣生活

①	A14 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
	□常に衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用している。	○
	□汚れた時にすぐに着替えることができ、またTPOに合わせた服装ができるよう、十分な衣類が確保されている。	○
	□気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣を習得させている。	○
	□洗濯、アイロンかけ、補修等衣服の管理を子どもの見えるところで行うよう配慮している。	○
	□衣服を通じて子どもが適切に自己表現をできるように支援している。	○
	□発達状況や好みに合わせて子ども自身が衣服を選択し購入できる機会を設けている。	○

【コメント】

季節ごとの衣服の内容や必要枚数および予算をあらかじめ決めており、全ての子どもに対し、夏と冬の年に2回衣服チェックを行い、不足分やサイズの合う服を購入することとしている。衣服の購入にあたっては、職員と一緒に購入することで、自分の好みとサイズにあった衣服を購入することができる。洗濯やアイロンかけ、補修等の衣服の管理は子どもの生活の場で行っている。

（４） 住生活

①	A15 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a
	□子どもにとって居心地の良い安心安全な環境とは何かを考え、積極的に環境整備を行っている。	○
	□小規模グループでの養育を行う環境づくりに配慮している。	○
	□中学生以上は個室が望ましいが、相部屋であっても個人の空間を確保している。	○
	□身につけるもの、日常的に使用するもの、日用品などは、個人所有としている。	○
	□食堂やリビングなどの共有スペースは常にきれいにし、家庭的な雰囲気になるよう配慮している。	○
	□設備や家具什器について、汚れたり壊れたりしていない。破損個所については必要な修繕を迅速に行っている。	○
	□発達や子どもの状況に応じて日常的な清掃や大掃除を行い、居室等の整理整頓、掃除等の習慣が身につくようにしている。	○

【コメント】

共有スペースは清潔で整頓された場所となるよう、毎日掃除を行っている。中学生以上には個室となるよう配慮し、個室が難しい場合でも居室内で区画を分けて私物を保管するようにしている。衣服やバスタオルは個人所有であり、シャンプー等の日用品も好みのものがあれば自由に購入することができる。個室は自分で掃除するルールだが、それが困難な場合には職員と一緒に掃除することとし、整理された状態が保てるよう努めている。

（５） 健康と安全

①	A16 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
	□子どもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握し、定期的に子どもの健康管理に努めている。	○
	□健康上特別な配慮を要する子どもについては、医療機関と連携して、日頃から注意深く観察し、対応している。	○
	□受診や服薬が必要な場合、子どもがその必要性を理解できるよう、説明している。服薬管理の必要な子どもについては、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行っている。	○
	□職員間で医療や健康に関して学習する機会を設け、知識を深める努力をしている。	○

【コメント】

年に４回身長と体重を測定し、幼児は便の確認を行う、検温する等の方法で定期的に子どもの健康管理に努めている。発達障害や喘息等健康上特別な配慮を要する子どもについては、医療機関と連携して対応し注意深く観察することとしている。服薬についても、医療機関と連携して服薬や薬歴の確認を行い、子どもに説明して服薬させている。看護師による感染症や性関連の施設内研修を実施している。

（６） 性に関する教育

①	A17 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a
	□他者の性を尊重し、年齢相応で健全な他者との付き合いができるよう配慮している。	○
	□性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に答えている。	○
	□性についての正しい知識、関心が持てるよう、年齢、発達の状況に応じたカリキュラムを用意し、活用している。	○
	□必要に応じて外部講師を招く等して、性をめぐる諸課題への支援や、学習会などを職員や子どもに対して実施している。	○

【コメント】

特別な事情がない限りは縦割りかつ男女混合の組み合わせでユニットを構成し、高校生には門限の緩和やポケットWi-Fiの貸与等の年齢相応で健全な他者との付き合いができるよう配慮している。性教育については、看護師から職員にその方法や内容について助言をし、それに基づいて行っている。職員は、家庭的な関わり方となるよう配慮し、日常会話の中で子どもの年齢や発達状況に応じて、性に関することを可能な限り自然に伝えるよう努めている。

（７） 行動上の問題及び問題状況への対応

①	A18 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
	□施設が、行動上の問題があった子どもにとっての癒しの場になるよう配慮している。また、周囲の子どもの安全を図る配慮がなされている。	○
	□施設の日々の生活が持続的に安定したものとなっていることは、子どもの行動上の問題の軽減に寄与している。また子どもの行動上の問題が起きた時も、その都度、問題の要因を十分に分析して、施設全体で立て直そうと努力している。	○
	□不適切な行動を問題とし、人格を否定しないことに配慮をしている。職員の研修等を行い、行動上の問題に対して適切な援助技術を習得できるようにしている。暴力を受けた職員へ無力感等への配慮も行っている。	○
	□くり返し児童相談所、専門医療機関、警察等と協議を重ね、事態改善の方策を見つけ出そうと努力している。	○

【コメント】

子どもの問題行動が発生した場合には、問題そのものに焦点を当てるのではなく、行動の背景を踏まえ、その原因が解消されるよう慎重に対応を検討している。可能な限り一般家庭と同等の環境を整備することにより、施設での生活における子どものストレスが軽減されるよう努めている。問題行動の改善が難しい場合は、ユニットの配置換えを行い、それでも改善されない場合は一時保護を利用する等の方法により、関係機関とも連携して事態改善に努めている。

②	A19 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
	□問題の発生予防のために、施設内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方について定期的に点検を行っており、不備や十分でない点は改善を行っている。	○
	□生活グループの構成には、子ども同士の関係性、年齢、障害などへの配慮の必要性等に配慮している。	○
	□課題のある子ども、入所間もない子どもの場合は特別な配慮が必要となることから、児童相談所と連携して個別援助を行っている。	○
	□大人（職員）相互の信頼関係が保たれ、子どもがそれを感じ取れるようになっている。子ども間での暴力やいじめが発覚した場合には、施設長が中心になり、全職員が一丸となって適切な対応ができるような体制になっている。	○
	□暴力やいじめに対する対応が施設だけでは困難と判断した場合には、児童相談所や他機関等の協力を得ながら対応している。	○

【コメント】

暴力・いじめ・差別が生じないよう、ユニットで生活する子ども同士の相性や個性には十分に配慮し、毎年春に生活グループの見直しを行っている。また、施設の建物は職員が各ユニットを行き来できる構造になっているため、担当外のユニットの応援や事務室にいる職員からの協力が得られるようにしている。問題が発生するおそれのある場合には年度途中でも変更できるようにしており、加えて児童相談所等の関係機関と連携することで、子どもの状態の報告・相談と協力を得られる体制が整えられている。

（８） 心理的ケア

①	A20 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
	□心理的ケアを必要とする子どもについては、自立支援計画に基づき心理支援プログラムが策定されている。	○
	□施設における職員間の連携が強化されるなど、心理的支援が施設全体の中で有効に組み込まれている。	○
	□心理的ケアが必要な子どもへの対応に関する職員研修やスーパービジョンが行われている。	○
	□職員が必要に応じて外部の心理の専門家からスーパービジョンを受ける体制が整っている。	○
	□心理療法を行うことができる有資格者を配置し、心理療法を実施するスペースを確保している。	○
	□児童相談所と連携し、対象となる子どもの保護者等へ定期的な助言・援助を行っている。	○

【コメント】

心理的ケアが必要な子どもに対しては、自立支援計画に基づき継続的に支援を行っている。心理療法は、心理士の見立てや直接処遇職員および子どもからの要望に基づき決定している。毎月１回運営母体の法人によってスーパービジョンを実施しており、心理的ケアが必要な子どもへの対応方法を学ぶ機会を確保している。施設内に心理士を配置し、心理療法を実施する場所を確保している。支援の必要な保護者に対しても、家庭支援専門相談員による助言を行っている。

（９） 学習・進学支援、進路支援等

①	A21 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
	□静かに落ち着いて勉強できるようにその時の本人の希望に沿えるような個別スペースや学習室を用意するなど、学習のための環境づくりの配慮をし、学習習慣が身につくよう援助している。	○
	□学校教師と十分な連携をとり、常に子ども個々の学力を把握し、学力に応じた個別的な学習支援を行っている。一人ひとりの必要に応じて、学習ボランティアや家庭教師、地域の学習塾等を活用する機会を提供している。	○
	□学力が低い子どもについては、基礎学力の回復に努める支援をしている。	○
	□忘れ物や宿題の未提出について把握し、子どもに応じた支援をしている。	○
	□障害のある子どものために、通級による指導や特別支援学級、特別支援学校等への通学を支援している。	○

【コメント】

静かに落ち着いて自主学習ができるよう、その時の本人の希望に応じて会議室や面接室を開放する等により十分な学習スペースを確保している。可能な限り子ども一人ひとりの習熟度や希望を把握することで、学習塾への通学や家庭教師、通信教育の機会を確保し、学力の向上に努めている。発達障害や発達遅滞の子どもについては、支援学級に通う等学校と連携して支援を行っている。

②	A22 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
	□進路について自己決定ができるよう進路選択に必要な資料を収集し、子どもに判断材料を提供し、子どもと十分に話し合っている。	○
	□進路選択に当たって、本人、親、学校、児童相談所の意見を十分聞き、自立支援計画に載せ、各機関と連携し支援をしている。	○
	□就学者自立生活支援事業、社会的養護自立支援事業、身元保証人確保対策事業、奨学金など、進路決定のための経済的な援助の仕組みについての情報提供をしている。	○
	□進路決定後のフォローアップや失敗した場合に対応する体制ができており、対応している。	○
	□学校を中退したり、不登校となった子どもへの支援のなかで、就労(支援)しながら施設入所を継続することをもって社会経験を積めるよう支援している。	○
	□高校卒業後も進学を希望する子どものために、資金面、生活面、精神的面など、進学の実現に向けて支援、情報提供をしている。	○
	□高校卒業して進学あるいは就職した子どもであっても、不安定な生活が予想される場合は、必要に応じて措置延長を利用して支援を継続している。	○

【コメント】

進路について、在籍中の学校から提供される資料や説明をもとに、子どもが主体的に考えられるよう支援を行っている。進路の決定にあたっては、本人の意向を尊重したうえで、学校の進路指導教諭との相談や保護者を交えた話し合いを経て決定している。進学のための奨学金や貸付金等の制度については、必要に応じて職員から個別に説明を行っている。高校を中退した子どもや進学した子どもについても、必要に応じ措置を延長して支援を継続している。

③	A23 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
	□実習を通して、社会の仕組みやルールなど、自分の行為に対する責任について話あっている。	○
	□実習を通して、金銭管理や生活スキル、メンタル面の支援など、子どもの自立支援に取り組んでいる。	○
	□実習先や体験先の開拓を積極的に行っている。	○
	□職場実習の効果を高めるため、協力事業主等と連携している。	
	□アルバイトや、各種の資格取得を積極的に奨励している。	○

【コメント】

地域の祭り等のイベントの出店や学校で行われる職場体験といった経験を通じて、金銭のやり取りや接客および役割を学ぶ機会を提供している。アルバイトを希望する子どもは、学校の規則に従ってアルバイトをすることを認めている。学校で取得できる資格については、本人の希望に基づいてその取得を促している。職場実習の協力事業主は大手企業であることから、個別に連携を求めることは困難であるとの考えによって、現在は実施していないが、今後の課題として検討するよう努めることが期待される。

（１０） 施設と家族との信頼関係づくり

①	A24 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
	□施設の相談窓口および支援方針について家族に説明し、家族と施設、児童相談所が子どもの成長をともに考えることを伝え、家族と信頼関係を構築できるよう図っている。	○
	□家庭支援専門相談員の役割を明確にし、施設全体で家族関係調整、相談に取り組んでいる。	○
	□面会、外出、一時帰宅などを取り入れ子どもと家族の継続的な関係づくりに積極的に取り組んでいる。	○
	□外出、一時帰宅後の子どもの様子を注意深く観察し、不適切なかかわりの発見に努め、さらに保護者等による「不当に妨げる行為」に対して適切な対応を行っている。	○
	□子どもに関係する学校、地域、施設等の行事予定や情報を家族に随時知らせ、必要に応じて保護者等にも行事への参加や協力を得ている。	○

【コメント】

子どもの保護者との関わりについては、児童相談所が主として行うこととなっており、児童相談所による支援の内容を施設とも共有している。施設に配置している家庭支援専門相談員がコンサルテーションに参加することにより、保護者との関わりを見直し、評価を行っている。保護者へは、機関誌やホームページを通じて施設での生活の様子を伝えるほか、各種行事の度に連絡することとしている。

（１１） 親子関係の再構築支援

①	A25 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
	□家庭支援専門相談員を中心に、ケースの見立て、現実的な取組を可能とする改善ポイントの絞り込みを行うなど、再構築のための支援方針が明確にされ施設全体で共有されている。	○
	□面会、外出、一時帰宅、あるいは家庭訪問、施設における親子生活訓練室の活用や家族療法事業の実施などを通して、家族との関係の継続、修復、養育力の向上などに取り組んでいる。	○
	□児童相談所等の関係機関と密接に協議し連携を図って家族支援の取組を行っている。	○

【コメント】

児童相談所と連携し、ケース会議で検討を重ねるほか、役割分担をしながら家族支援の取り組みを行っている。家庭支援専門相談員を交えてコンサルテーションを実施し、親子関係改善の支援目標に従って親子交流のプロセスを慎重に組み立てている。親子交流の前後では、保護者や子どもの様子を注意深く観察し丁寧に会話をすることで、関係改善に向けた支援の方策を検討・実施している。